

福岡県公報

令和 7 年 5 月 27 日
第 598 号

目 次

告 示 (第331号 - 第343号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○落札者等の公示	(県民情報広報課)	6
○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	6
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(開発・盛土指導課)	7
○建築基準法に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の認定	(建築指導課)	7

○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	11
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	11
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	12
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課)	12

告 示

福岡県告示331号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			前	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7
			後	柳川市大浜町821番1先から 大川市大字一木1043番2先まで	2.1 ～ 37.5	9426.5

			後	柳川市大浜町821番 1 先から 大川市大字一本1043番 2 先まで	6.0 ～ 37.5	9178.8
			後	柳川市大浜町821番 1 先から 大川市大字一本1043番 2 先まで	10.5 ～ 35.9	8832.7

福岡県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 5 月 27 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大牟田 川 副 線	大川市大字紅粉屋776番 1 先から 大川市大字紅粉屋741番 1 先まで

福岡県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	久留米市三潴町玉満3569番先から 久留米市三潴町玉満3560番 1 先まで	7.7 ～ 10.4	171.0

久留米	県 道	壱町原 白 口 線	前	久留米市三潴町玉満3569番先から 久留米市三潴町玉満3560番 1 先まで	7.8 ～ 11.7	175.0
			後	久留米市三潴町玉満3569番先から 久留米市三潴町玉満3560番 1 先まで	7.7 ～ 10.4	171.0

福岡県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 5 月 27 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	壱町原 白 口 線	久留米市三潴町玉満3569番先から 久留米市三潴町玉満3560番 1 先まで

福岡県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 5 月 27 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所ににおいて一般の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	496号	京都郡みやこ町豊津135番 3 先から 京都郡みやこ町豊津83番 1 先まで

福岡県告示第336号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定を解除する要措置区域
田川市大字楠1958番8及び1982番1の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
クロロエチレン
1, 1－ジクロロエチレン
1, 2－ジクロロエチレン
1, 1, 1－トリクロロエタン
トリクロロエチレン
- 指定を解除する要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
規則別表第6の1の項の下欄に規定する汚染の除去等の措置（同表の2の項の下欄に規定する土壤汚染の除去）

福岡県告示第337号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 区域の名称 高板－1地区
- 区域の所在地 直方市大字感田
- 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から33号までを順次結んだ線及び標柱

番号1号と33号とを結んだ線に囲まれた区域

所 在 地	地 番	標柱番号
直方市大字感田	877番2	標柱1号
	879番4	標柱2号及び3号
	879番1	標柱4号、6号から11号まで、13号から15号まで、26号及び27号
	879番5	標柱5号
	880番7	標柱12号及び18号から21号
	880番4	標柱16号及び17号
	865番	標柱22号
	866番1	標柱23号及び24号
	867番1	標柱25号
	878番	標柱28号から33号まで

福岡県告示第338号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市桑野字神有1415（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第339号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字栗木原3406の1（次の図に示す部分に限る。）、字上ノ畑3409（次の図に示す部分に限る。）、字岸高3410の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第340号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字熊手久保238の6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第341号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川犬丸字廣丸662、663の1、字尻サシ664の1、665から667まで、670、671、字石原789

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字廣丸662・663の1・字尻サシ666・字石原789（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第342号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

田川郡赤村大字赤字横手98の1、98の8、字岩石山ノ内99の1、99の3

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第343号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林の所在場所

豊前市大字畑29の1

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る物品の名称
各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日
令和 7 年 5 月 1 日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
株式会社進和プロモーション
 - 住所
福岡市博多区上牟田一丁目 5 - 10
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
10,945 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 7 年 3 月 11 日

公告

福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則案について、令和 6 年 9 月 13 日から令和 6 年 10 月 15 日までの間、御意見を募集したところ、1 件の御意見の提出がありました。御意見の概要及び御意見に対する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、公表いた

します。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見の概要と考え方

	意見の概要	意見に対する考え方
1	改正後の漁業法では、「通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」とされているが、意見公募の概要には「通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない（こと等を新たに規定するもの）」と記載（「の」が不記載）。このことについて同概要に記載した「確認的に規則にも記載する」になっておらず、法と規則の齟齬が生ずる。	御指摘のとおり修正しました。

2 公布日

令和 7 年 5 月 27 日

3 問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3556

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部財務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日
令和 7 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
T I S 株式会社九州支社

(2) 住所
福岡市博多区博多駅東二丁目 5 番 1 号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
40,700,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条 1 (b)(iii)及び(c)(i)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉市牛木字平田299番 1 から299番 3 まで、300番 1 から300番 6 まで、301番 1 から301番 3 まで、302番、303番、304番 1、304番 2、328番 1 及び328番 3 から328番 5 まで並びにこれらの区域内の道路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区井尻五丁目 4 - 13 - 202
株式会社ブロック警備
代表取締役 岩下 弘美

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 2 第 1 項の規定に基づき、次の公告認定対象区域内において、一敷地内認定建築物以外の建築物の認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

認定番号	認定年月日	認定対象区域	縦覧に供する場所
6 北整第770号 - 4	令和 6 年10月 3 日	中間市大字中間2932 - 1 他	北九州県土整備事務所

公告

解散した清算法人畑土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
高津 康則	田川郡福智町伊方1027番地
香月 泉	田川郡福智町伊方1501番地
長尾 格也	田川郡福智町伊方1273番地
長尾 和幸	田川郡福智町伊方1278番地
黒田 浩幸	田川郡福智町伊方630番地
高津 隆晴	田川郡福智町伊方1160番地
高津 頼光	田川郡福智町伊方134番地
高津 茂	田川郡福智町伊方278番地
太郎丸 宏	田川郡福智町伊方324番地 1

谷口 澄隆	田川郡福智町伊方352番地
高津 定則	田川郡福智町伊方926番地
松村 幸夫	田川郡福智町伊方933番地

公告

大木町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年5月27日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
井手 正宏	三潞郡大木町大字大角764番地
中村 恭三	三潞郡大木町大字前牟田118番地 1
松枝 由朗	三潞郡大木町大字笹渕401番地
岡崎 重喜	三潞郡大木町大字横溝1213番地 1
古賀 勇人	三潞郡大木町大字上白垣764番地 1
千代島 勝則	久留米市城島町江上本1112番地 1
熊本 秀昭	三潞郡大木町大字蛭池974番地 1
北島 和隆	三潞郡大木町大字侍島206番地
益田 順坊	三潞郡大木町大字絵下古賀506番地
平木 俊博	三潞郡大木町大字上木佐木1174番地
牟田口 保夫	三潞郡大木町大字上牟田口938番地 1
岡崎 敏弘	三潞郡大木町大字上八院1241番地
深町 敏生	三潞郡大木町大字大藪847番地 1
中村 和文	三潞郡大木町大字奥牟田1201番地
野口 和幸	三潞郡大木町大字三八松1425番地

廣松 久人	三潞郡大木町大字三八松2053番地
廣松 栄治	三潞郡大木町大字三八松2255番地 4

2 退任監事

氏 名	住 所
宮原 英治	久留米市城島町江上上170番地 1
吉武 一徳	三潞郡大木町大字蛭池401番地 1
末永 広樹	三潞郡大木町大字高橋501番地 1
石川 勉	三潞郡大木町大字大角1570番地 2

3 就任理事

氏 名	住 所
井手 正宏	三潞郡大木町大字大角764番地
中村 恭三	三潞郡大木町大字前牟田118番地 1
赤司 浩二	三潞郡大木町大字笹渕748番地
岡崎 信昭	三潞郡大木町大字横溝1169番地
古賀 勇人	三潞郡大木町大字上白垣764番地 1
池口 重興	久留米市城島町江上本1589番地
中ノ森 伸幸	三潞郡大木町大字蛭池1554番地 2
吉武 俊剛	三潞郡大木町大字侍島742番地
馬場 武志	三潞郡大木町大字八町牟田1186番地
家中 紀雄	三潞郡大木町大字上木佐木1209番地
宮崎 安広	久留米市大善寺大橋一丁目 4 番12－407号
岡崎 敏弘	三潞郡大木町大字上八院1241番地
山浦 忠信	三潞郡大木町大字高橋161番地 1
北原 寛瑞	三潞郡大木町大字奥牟田265番地
廣松 郷士	三潞郡大木町大字三八松2165番地

本村 和幸	三潞郡大木町大字筏溝96番地
廣松 栄治	三潞郡大木町大字三八松2255番地 4

4 就任監事

氏 名	住 所
田中 宏高	三潞郡大木町大字福土711番地
平木 俊博	三潞郡大木町大字上木佐木1174番地
中島 宗昭	三潞郡大木町大字三八松324番地
石川 泰彦	三潞郡大木町大字大角534番地 3

公告

道海島土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
鐘ヶ江 招光	大川市大字道海島276番地 6
吉田 重喜	大川市大字道海島346番地 1 （道海島団地 1 - 401号）
川野 敏則	大川市大字道海島494番地 1
樺島 実	大川市大字道海島688番地
中島 茂貴	大川市大字道海島633番地

2 退任監事

氏 名	住 所
納戸 秀春	大川市大字道海島710番地
徳永 辰博	大川市大字道海島404番地

3 就任理事

氏 名	住 所
樺島 実	大川市大字道海島688番地
江口 守光	大川市大字道海島742番地
川野 昭典	大川市大字道海島387番地 1
鐘ヶ江 招光	大川市大字道海島276番地 6
中島 茂貴	大川市大字道海島633番地

4 就任監事

氏 名	住 所
徳永 辰博	大川市大字道海島404番地
納戸 秀春	大川市大字道海島710番地

公告

広川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
中島 義雄	八女郡広川町大字一條877番地 1
熊添 泰行	八女郡広川町大字一條691番地 2
中島 隆二	八女郡広川町大字一條880番地
古賀 英夫	八女郡広川町大字藤田978番地 1
野田 光浩	八女郡広川町大字広川821番地
熊添 森夫	八女郡広川町大字広川1628番地 2
田中 梅雄	八女郡広川町大字広川991番地

森 由信	八女郡広川町大字太田510番地
稲員 宏之	八女郡広川町大字太田1021番地 9
久保田 隆文	八女郡広川町大字新代401番地 2
山下 英行	八女郡広川町大字広川2248番地
丸山 敬二郎	八女郡広川町大字日吉271番地 1
稲員 雅史	八女郡広川町大字新代2061番地
雨森 照喜	八女郡広川町大字川上301番地 3
馬場 啓介	八女郡広川町大字久泉 5 番地
梅本 哲	八女郡広川町大字長延895番地
中村 賢治	八女郡広川町大字吉常137番地 1
古賀 秀利	八女郡広川町大字水原640番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
稲富 純和	八女郡広川町大字川上50番地
田中 啓一	八女郡広川町大字新代1684番地10

3 就任理事

氏 名	住 所
中島 隆二	八女郡広川町大字一條880番地
渡辺 満夫	八女郡広川町大字一條961番地
渡邊 雄峰	八女郡広川町大字一條729番地 1
古賀 英夫	八女郡広川町大字藤田978番地 1
野田 光浩	八女郡広川町大字広川821番地
野田 昌司	八女郡広川町大字広川954番地
田中 靖夫	八女郡広川町大字広川2150番地 1
鶴 基	八女郡広川町大字太田1021番地 1

山崎 等	八女郡広川町大字太田1329番地
久保田 隆文	八女郡広川町大字新代401番地 2
丸山 敬二郎	八女郡広川町大字日吉271番地 1
國武 勝博	八女郡広川町大字新代1683番地 2
馬場 健作	八女郡広川町大字久泉19番地
雨森 純司	八女郡広川町大字川上355番地 1
鹿田 雅量	八女郡広川町大字川上184番地
萩尾 喜久夫	八女郡広川町大字長延219番地 3
中村 光雄	八女郡広川町大字吉常155番地
野中 一夫	八女郡広川町大字水原1949番地

4 就任監事

氏 名	住 所
熊添 森夫	八女郡広川町大字広川1628番地 2
山下 憲繁	八女郡広川町大字日吉907番地19

公告

西牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 7 年 5 月 27 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
岩熊 康彦	久留米市三潆町西牟田6442番地 4
鶴久 明德	久留米市三潆町西牟田6434番地 2
喜田 紘司	久留米市三潆町西牟田4423番地 3 Y M T 西牟田102号

富安 辰行	久留米市三潆町西牟田4716番地 5
井寺 金春	久留米市三潆町西牟田772番地 3
近藤 健次	筑後市大字西牟田1844番地 2
永田 誠	筑後市大字西牟田5913番地 1
近藤 信昭	筑後市大字西牟田4064番地 3
近藤 久美子	筑後市大字西牟田4992番地 7
津城 正栄	筑後市大字西牟田3943番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
川嶋 英敏	久留米市三潆町西牟田6483番地 1
永田 義光	筑後市大字西牟田4150番地
山下 光男	久留米市三潆町西牟田4638番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
岩熊 康彦	久留米市三潆町西牟田6442番地 4
森田 利満	久留米市三潆町西牟田6421番地 2
富安 伸良	久留米市三潆町西牟田189番地
喜田 紘司	久留米市三潆町西牟田4423番地 3 YMT 西牟田102号
近藤 健次	筑後市大字西牟田1844番地 2
永田 誠	筑後市大字西牟田5913番地 1
永田 耕作	筑後市大字西牟田4094番地 1
津城 正栄	筑後市大字西牟田3943番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
井村 泰教	久留米市三潆町西牟田4382番地 2
田島 英一郎	筑後市大字西牟田3917番地 1
山下 光男	久留米市三潆町西牟田4638番地 1

公安委員会

福岡県公安委員会告示第148号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月27日

福岡県公安委員会

表中	「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 部谷 由二 」	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1	を
	「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 戸田 康一郎 」	西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1	に、
	「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 影田 浩一郎 」	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53	を
	「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 井口 公玄 」	レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53	に改める。

福岡県公安委員会告示第149号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関

の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月27日

福岡県公安委員会

表中

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 影田 浩一郎	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
--	--

を

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 井口 公玄	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---	--

に改める。

福岡県公安委員会告示第150号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関
の指定（平成8年10月福岡県公安委員会告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月27日

福岡県公安委員会

表中

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 影田 浩一郎	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
--	--

を

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 井口 公玄	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---	--

に改める。

福岡県公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関
の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和7年5月27日

福岡県公安委員会

表中

「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 部谷 由二	「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
---------------------------------------	------------------------------

を

「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1 戸田 康一郎	「 西鉄自動車学校 大野城市山田3-12-1
--	------------------------------

に、

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 影田 浩一郎	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
--	--

を

「 レインボーモータースクール 埼玉県和光市下新倉465 井口 公玄	「 レインボーモータースクール福岡 糟屋郡新宮町美咲1-5-53
---	--

に改める。